

# 全国一斉生活保護ホットライン報告書

実施弁護士会：49弁護士会（東京三会は合同開催）

実施日時：2021年12月9日10時～22時  
（鹿児島県弁護士会は12/6開催、群馬・愛媛・沖縄弁護士会は別番号で実施）

（参考）これまで当連合会が実施した生活保護が関係するホットライン等一覧の相談件数

	実施日	名称	相談件数
2006年	6月30日・7月1日	全国一斉生活保護110番	634
2007年	11月8日	全国一斉生活保護110番	約550
2008年	6月	非正規労働・生活保護ホットライン	約1300
2012年	11月28日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1832
2013年	10月23日	「全国一斉生活保護『水際作戦』ホットライン」	926
2015年	1月19日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1085
	12月10日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1438
2016年	12月9日前後	全国一斉生活保護ホットライン	448
2017年	12月11日前後	全国一斉生活保護ホットライン	979
2018年	12月18日前後	全国一斉生活保護ホットライン	597
2019年	12月17日前後	全国一斉生活保護ホットライン	601
2020年	12月10日	全国一斉生活保護ホットライン	705

1 相談件数 **713** 件

## 2 相談体制

弁護士	ほか協力者
276	2

※以降、個人情報の統計利用にかかる承諾を得た相談について集計しており、合計数は必ずしも一致しません。

## 3 相談者の年齢

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
0	4	16	58	129	118	172	210

## 4 相談者の性別

男性	女性	その他・不明
324	272	107

## 5 相談者の生活状況

居宅(持家)	居宅(賃貸)	施設	ネットカフェ等	路上	親族と同居	ドヤ・サウナ	その他・不明
134	257	14	0	2	20	2	263

## 6 生活保護受給の有無

受給中	未受給	不明		
		福祉事務所に行った	福祉事務所に行っていない	
260	324	89	198	80

## 7 不安の訴え

あり
278

## 8 福祉事務所の対応(未受給)

働いて生活しなさい	扶養義務者に援助してもらいなさい	借金があると保護は受けられない	所持金が無くなってから来なさい	家賃が高から生活保護は受けられない	努力してもっと高収入の仕事をしなさい	診断書を取ってきなさい	車を処分しなさい	その他
9	8	1	10	1	0	1	13	57
不明								
99								

## 9 緊急性(未受給)

あり
25

## 10 福祉事務所の対応(受給中)

厳しい就労指導を受けている	保護費を返すように言われた	交通費を出してもらえない	保護を廃止(打ち切り)すると言われた	保護辞退届を書くように言われた	病院にかかることができない	車を処分するよう言われた	ケースワーカーが怖い	後発医薬品(ジェネリック)を使用するよう言われた
5	9	4	7	0	2	3	4	1
その他	不明							
94	73							

## 11 違法性

明らかに違法	違法の可能性が高い	適法・判定できない	未回答	不明
9	34	219	136	88

## 12 相談結果

終了	継続・受任	相談担当者の連絡先を教えた	相談先等を紹介
564	24	19	137

※ 本ホットラインに寄せられた「声」についてのコメント内容は、貧困問題対策本部の調査、研究結果に基づくものです。

2021年12月9日を中心とした日程で実施

## 全国一斉生活保護ホットラインに寄せられた「声」

昨年に引き続き、新型コロナ禍の影響による生活の厳しさや不安を訴える声が多く聞かれました。

このような厳しい社会情勢下にあっては、セーフティネットである生活保護制度がますます重要になってきているにもかかわらず、借金がある場合や持ち家がある場合は生活保護の申請は認められないと聞いて生活保護の申請を諦めるなど、不正確な情報から生活保護の申請自体を諦めてしまう事例が複数見受けられました。また、生活保護の申請窓口でも窓口の担当者が同様の説明をして申請を諦めさせるなど、明らかに違法と思われる対応も複数見受けられました。厚生労働省も生活保護の権利性についてウェブサイトで明らかにしていますが、生活保護について正確な情報を発信していくことの重要性を改めて認識させられました。

また、親族への扶養照会について、親族に知られてしまうことを不安視する声も寄せられました。

### 【違法又は違法の可能性のある事例】

・生活保護の申請をしたら、所持金が0になるまで生活保護は受けられないと言われた。

→事実であれば明らかに違法な水際作戦です。生活保護の申請から決定まで2～4週間かかります。所持金が0になってから生活保護の申請をした場合、決定が出るまでの間、生活が維持できないことは明らかです。

・借金がある状態で生活保護申請をしたら、「破産してから来るように。」と言われ

た。

→借金があっても生活保護は受給できます。

そして、支給された保護費をどのように使うかはあくまで利用者の自由です。

もっとも、保護費が利用者の最低限度の生活を維持するために支給されるものであることを考えると、借金の返済に使うのは望ましいことではありませんし、そもそも保護費の中から借金の返済に回してしまうと利用者の生活がより一層困窮してしまうことが通常ですので、自己破産等の債務整理を勧めることになると思います。

なお、借金に関して、新たに借入れを行うと収入認定されますので注意が必要です。

・63歳で生活保護申請をしたら、窓口で「65歳まで働ける。」と言って断られた。

→そもそも申請の拒否自体が許されず、明らかに違法な水際作戦です。なお、稼働年齢は64歳までとされていることから、65歳未満で生活保護を申請すると就労をするように求められることはありますが、就労に困難をきたす事情には様々なものがあり（病気、コロナ禍による雇用情勢の悪化等）、そのような事情を一切考慮することなく、生活保護の申請そのものを拒否したり、生活保護の申請を却下したりすることは違法であると言わざるを得ません。

・以前生活保護の申請をしたが、持ち家があるとのことで追い返された。病気で働けないが、再度の申請を躊躇してしまう。

→これも申請の拒否自体が許されません。

なお、不動産を保有していることは、申請受付後の資産調査の段階で問題になりますが、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められる場合を除き、原則として、世帯の居住の用に供されている不動産は、その保有を認めることとされています。

・過支給額の返還を別世帯である親族に求めた。

→別世帯の親族に過支給額の返還義務はなく、事実だとすれば明らかに違法な対応

です。

【その他特徴的な声】

・自動車を保有できるのか。

→自動車の保有については、生活用品としての保有は認められないなど、極めて制限的な運用がなされているのが現状です（障がいのある人が通勤、通院、通所または通学するのに必要な場合や、山間僻地等に居住する者が自動車で通勤するのに必要な場合で、当該自動車が処分価値の小さい場合などの例外的な場合にのみ保有が認められています。）。

しかし、現在の自動車の普及率や、大都市以外の地域での生活の実情等を考慮すれば、このような現在の運用は改められるべきでしょう。

なお、新型コロナ禍の社会情勢を踏まえて、厚生労働省から地方自治体に対し、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられる場合で、通勤用自動車を保有しているときは、保有を認めるよう取り扱うとする通知を出すなど、十分ではないものの、多少は柔軟な運用がなされるようです。

・親族に扶養照会されたくない。

→親族に知られたくないことから生活保護の利用を躊躇うケースが見られるため、厚生労働省は、2021年2月26日に地方自治体に従前の運用を見直す通知を出しました。具体的には、照会が不要になる目安を「20年間」の音信不通から「10年間」に改めるほか、照会をしない例として、親族が高齢や未成年、親族から家庭内暴力だけではなく、親族に借金をしている、相続をめぐる対立している、縁が切られていて関係が著しく悪い場合なども照会不要と例示されました。

さらに、厚生労働省は、2021年3月30日に福祉事務所職員の実務マニュアルである「生活保護手帳別冊問答集」の内容を一部改訂する旨の事務連絡を出しました。具体的には、生活保護の申請者が扶養照会を拒んだ場合、その理由について「特に丁寧に聞き取りを行い」、扶養照会をしなくてもよい場合に当たるかどうかを検討するという対応方針が新たに示されました。また、扶養照会を実施するのは

「扶養義務の履行が期待できる」と判断される者に限る、という点も明確になりました。

まだまだ不十分ですが、少しでも改善されたのは一歩前進です。

・相手を馬鹿にしたようにする言葉遣いをされた。「久々におもしろいのが来たなー。」と初回で言われた。

・「体売って金稼げ。」と市役所の人に言われた。

・何年も前に買った「時計を売れ」「家具を売れ」と言われた。

→これら窓口職員やケースワーカーの対応に問題があると思われる事案も散見されました。